自主防災組織 避難所運営マニュアル（基本モデル）

～地域でマニュアル作りを進めていくために～

発行　日田市

制作　NPO 法人リエラ

はじめに

現在、日田市では、避難情報発令時や、避難が必要と判断される地震が発生した場合には、職員による指定避難所の開設、運営を行っています。

しかし、平成 28 年に発生した熊本地震のように開設避難所が多くなった場合や、平成 29 年 7 月九州北部豪雨のように住民の避難が長期化した場合、多くの行政職員が避難所運営に従事することになり、復旧・復興業務にあたる職員が不足するという課題が浮き彫りになりました。

これらの状況を踏まえ、本市におきましても、復旧・復興業務に注力しながら、より安定的、継続的な避難所運営を行うには、自主防災組織の協力が不可欠であると考えています。
また、災害発生時に、一時的な避難所として、地域内の身近な自主避難所が大きな役割を果たしますが、自主避難所は自主防災組織等が自主的に運営することが基本とされています。

このことからも、公助のみならず、地域でできることは地域で行うという共助の理念のもと、住民の皆様に自主防災組織による自主的な避難所の運営ノウハウを習得していただくことが重要です。

今回、コロナウイルスなどの感染症の対策を含め、各地区や自主防災組織等で避難所の運営を行う際に必要となる手順や備えるべき物品など、基本的な事項をまとめた避難所運営マニュアル基本モデルを作成しました。地域の皆様で話し合い、地域に応じたマニュアルを作成していただきたいと考えています。

令和３年３月

住民の支え合いが復旧の力に

目次

第１章　基本的な考え方 3

（1）　基本方針 3
（2）　避難生活から生活再建まで 4

第２章　避難所の役割 5

（1）　避難所の種類 5
（2）　避難所運営の役割分担 7

第３章　避難所の開錠準備・開設 9

（1）　災害発生前から開設までの流れ 9
（2）　開設の判断 9
（3）　施設の開錠・開門 10
（4）　避難者の受入準備 11
（5）　避難所のレイアウト 12
（6）　避難所の開設・受け入れ開始 20
（7）　配慮の必要な方の過ごしやすい環境づくり 21

第４章　避難所運営 23

（1）　避難所運営の主体は住民 23
（2）　避難所運営体制の構築 23

第５章　長期的な避難所運営 27

（1）　避難生活が長期化した際の注意点 27
（2）　避難所統廃合について 29
（3）　避難所の閉鎖 29

日田市　指定避難所一覧 31
日田市　福祉避難所一覧 35

避難所の様子（2017 年 7 月・日田市複合文化施設 AOSE）

避難所の様子（2017 年 7 月・三和小学校体育館）

避難所の感染症対策（2020 年 7 月・中津江小・中学校体育館）

第１章 基本的な考え方

市民のいのちを守り、希望を見い出す拠点となるよう、避難者相互による自主運営を基本とし、行政と協働の避難所運営を目指します。

(1) 基本方針

避難してきた住民の支え合いによる避難所の開設・運営を目指します

発災直後からの住民による自発的な取り組みが、早期避難や災害関連死[1]の防止につながります。そのため、**避難所は住民相互による自主運営が基本**です。自分たちの地域の避難所は自分たちで運営し、避難者や行政の職員、施設管理者、ボランティアなどと共に、運営体制を構築することが大切です。

要配慮者が避難しやすく、女性の視点を活かした避難所づくりに取り組みます

要介護高齢者、障がいのある方、外国人、アレルギー等のある人、妊産婦、乳幼児、子ども等といった、「要配慮者」の方々は、避難所環境が整っていなければ避難を躊躇します。避難所環境を整え、要配慮者も含めた**避難者全員に優しい避難所**づくり、避難が出来ない人をゼロにすることを目指します。地域の特性や実情、女性の意見も踏まえて、避難所運営に当たりましょう。

地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう

在宅避難者[2]にも配慮した避難所づくりに取り組みます

避難所は、住まいや地域での生活の場を失った被災者の拠り所です。自主避難所や在宅避難者、車中泊、テント泊の方への支援拠点であることを意識して運営にあたりましょう。

---

[1] 災害関連死とは、災害が起きた時には助かったものの、避難生活を続ける中で体調を崩して亡くなるなど、それが災害との因果関係があると認定された人たちのこと。

[2] 被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、もしくは「ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者」とされる。

(2)　避難生活から生活再建まで

災害時の避難は、災害から身を守る避難行動と、住まいを失った方々の暮らしの場となる避難生活の両者を考えておかなければなりません。避難生活は、長期にわたることもありますので、避難所生活がそれぞれの被災した方々の**生活再建に向けての準備期間**となるように、いのちと暮らしを守る視点を持って運営にあたりましょう。

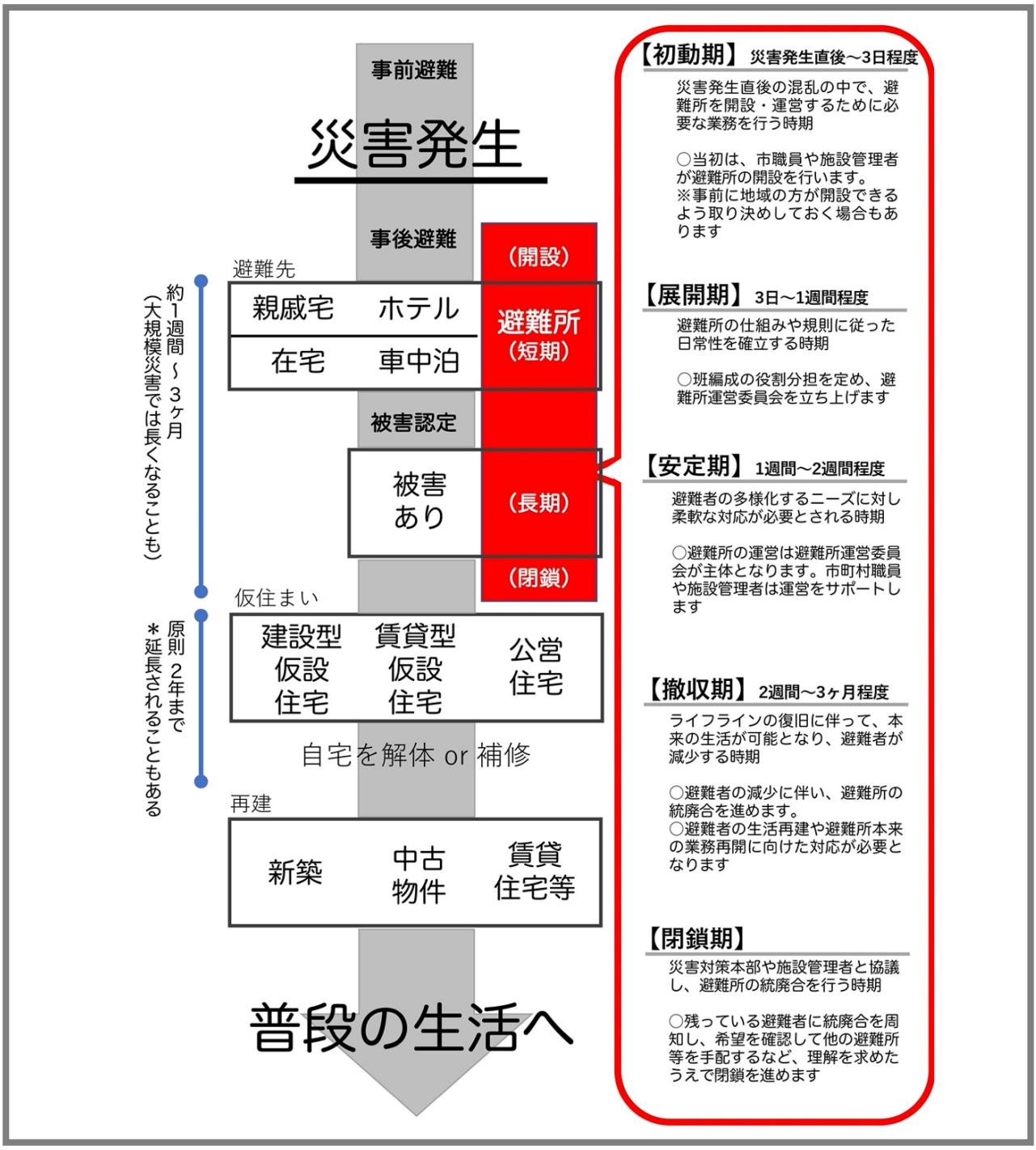

第２章　避難所の役割

(1)　避難所の種類

日田市では、避難所を大きく分けて３つの避難所に分類しています。

１）指定避難所

指定避難所は、日田市が指定した宿泊や食事等ができる避難所のことで、市内に 88 ヶ所あります（参考資料・日田市指定避難所一覧 参照）。災害の種類によっては、危険な避難所もありますので、必ずハザードマップを確認してください。

２）自主避難所

自主避難所は、河川の増水や内水氾濫、暴風の発生等、災害発生のおそれが高まり、住民が自己の判断で、早期かつ一時的に避難するための場所(自主避難場所)として、自主防災組織が開設する避難所です。指定避難所と異なり、自主避難所は行政の直接支援がないため、物資の調達などは近くの指定避難所と調整してください。

自主避難所の建物は、集落の公民館やお寺など様々です。状況によっては、自主避難所を臨時の指定避難所として認定し、通常の避難所と同様の運営を行なっていただく場合もあります。

３）福祉避難所

福祉避難所は、高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児、病弱者等、通常の避難所での生活に困難をきたす要配慮者等を対象とした避難所で、災害の状況によって行政が開設を検討します。

事前に行政が施設事業者と協定を結んで施設を指定しており、福祉避難所の対象者については、行政職員が災害時の避難者を振り分け（要配慮者トリアージ)、受入対象者を決定するようになっています。

指定避難所

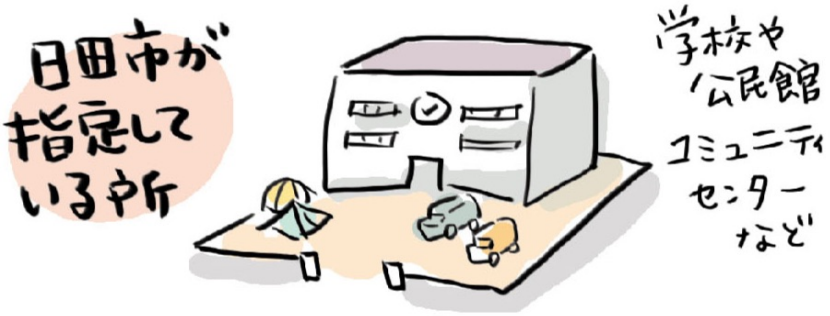

自主避難所

福祉避難所

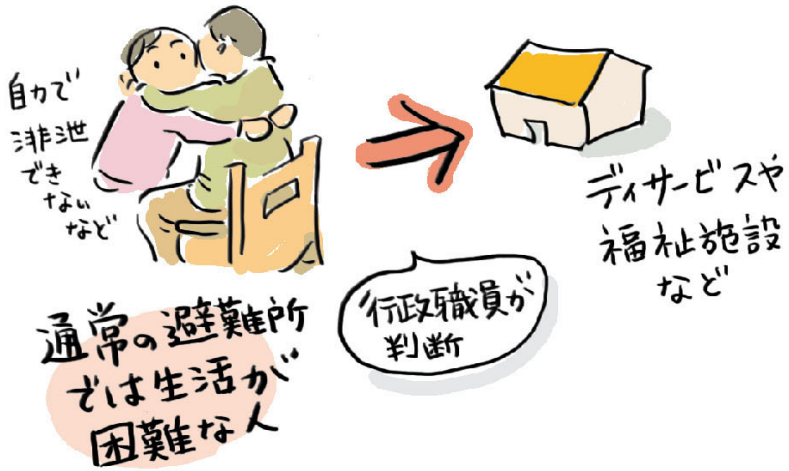

(2)　避難所運営の役割分担

指定避難所や自主避難所、福祉避難所毎で、行政の支援が異なってきます。

避難所運営の一例と、関連した自主防災組織や行政の役割分担については、以下の通りです。災害の規模や状況によって、変化しますので、その都度、避難所運営委員会と行政とで話し合い、役割分担を確認してください。

	指定避難所	自主避難所	福祉避難所
避難所の開設	○	●	○
避難所の安全点検	○	●	○
避難所運営委員会の立ち上げ	●	●	△
避難所の受付	●	●	△
避難所レイアウト	●	●	△
避難所の生活ルール作り	●	●	△
物資の調達	○	●	△
情報提供	○	●	△
情報周知	●	●	△

○＝日田市役所の役割、●＝自主防災組織の役割、△＝施設管理者の役割

清水町自主防災会が避難所運営に協力（2017 年 7 月・三和小学校体育館）

避難所の様子（2017 年 7 月・三和小学校体育館）

第３章　避難所の開錠準備・開設

(1)　災害発生前から開設までの流れ

災害時、地域が主体となって避難所を開錠し、受け入れ準備、レイアウトをしてから避難所を開設します。

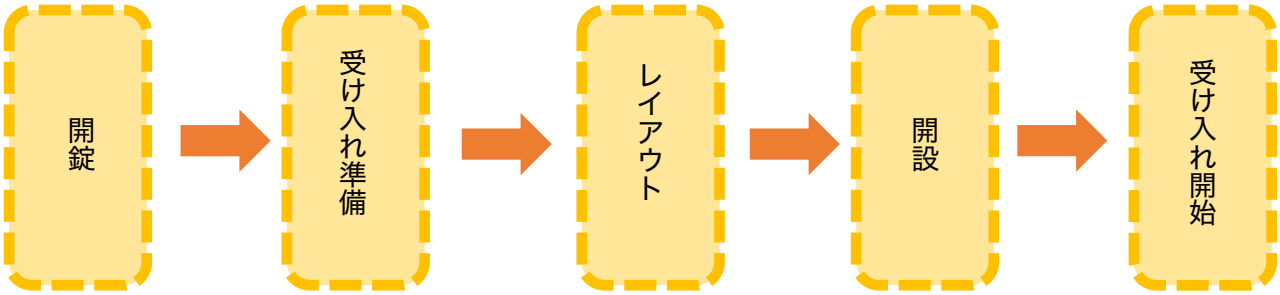

(2)　開設の判断

以下のような災害発生の恐れがある場合や災害発生時には、行政が避難情報の発令を行うとともに、指定・福祉避難所の開設判断を行います。

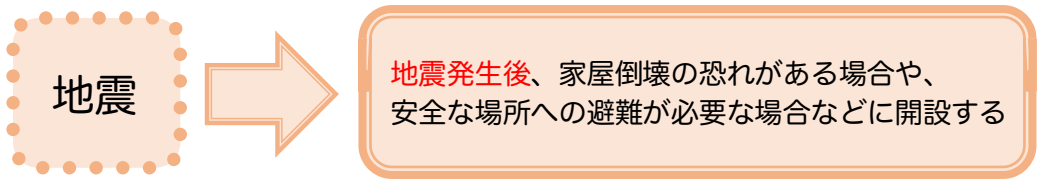

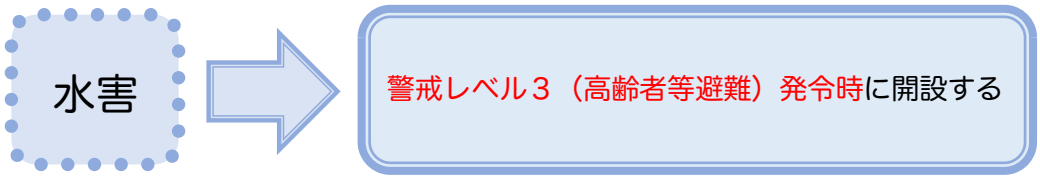

(3)　施設の開錠・開門

水害の場合は、行政が発令する避難情報に合わせて行政職員が避難所を開錠する場合が多くなりますが、地震など突発的な災害の場合は、行政による避難所の開錠が間に合わない場合がありますので、災害時、迅速な避難所の開錠ができるように想定しておきましょう。

避難所の鍵保管者の確認をしておきましょう

原則として、鍵保管者が避難所に駆けつけ、必要な箇所を開錠します。しかし、災害の規模や状況によっては、行政職員も被災する可能性があります。

発災後、迅速に施設の開錠・開門ができるよう、鍵の保管場所や開錠方法などの情報を行政担当者等と共有及び協議しておきましょう。また、**出来るだけ複数の人、場所で鍵の管理**をお願いします。

施設の出入り口だけでなく、物資の保管場所などの鍵も必要となるため、事前に必要な鍵については明確化しておきましょう。（※様式１・緊急時連絡先一覧）

避難所の受付の様子（2020 年 7 月・高瀬小学校体育館）

(4)　避難者の受入準備

施設の安全確認を素早く行い、使用できる場所を確保します。応急的に対応できる人で役割分担をし、避難者を受け入れる準備を進めます。施設管理者がいない場合でも事前の協議に基づいて準備を進めます。

余震が続いている場合等は、状況を判断しながら準備を進めましょう。

建物の安全を確認する際の必要事項

避難所施設安全点検チェックリスト（様式 11）を確認

建物が使用可能か確認する

① 使用可能な場合は、安全点検チェックリストに基づいて、使用する上での安全性を確認

使用不可能な場合は、他の避難所に移動

② 施設のライフライン（電気・ガス・水道）の使用可否の確認

③ 利用する場所の破損等がある場合は片付けて使用

④ 夜間の場合は照明を確保

照明がない、あるいは故障している場合は持参した懐中電灯等を利用

※ 避難所施設安全点検チェックリスト（様式 11）は、建物を緊急に避難所として使用する際の目安を示しています。チェックリスト以外に「危険」と感じる場所があれば、避難所としての使用を制限したり、使用を取りやめるようにしてください。

※ 安全点検をする際は、チェックする人の安全を第一に考えて実施してください。外観を目視した際に、危険が想定されるような場所への立ち入りは控えるようにしてください。

※ 安全点検中に余震等が発生した際は、ただちに安全点検を中止し、チェックする人の安全確保を行ってください。

※ 安全点検後や避難所として使用している際に、余震があった場合は、再度安全点検を実施し、危険な場所がある場合は使用を取りやめてください。

※ 危険が想定される場所は「立ち入り禁止」と明示し、誤って立ち入らないよう周知を徹底させてください。

※ 想定する自主避難所が災害時に安全かどうか確認する場合は、ハザードマップを見る、または市役所に事前に相談するようにしましょう。

建物が危険で使用できない場合

（1）すでに避難している人がいる場合は、安全な場所（例：グラウンド）で待機してもらう

（2）次の避難所（事前に決めた優先順位に基づく避難所）の安全確認

（3）安全が確保されたら、避難所へ移動する

(5)　避難所のレイアウト

施設管理者等と協議をした上で、必要なレイアウトを 15 ページ、16 ページを参考にしながら設定します。レイアウト作成は、自主防災組織のメンバーを集めて行いましょう。なお、自主防災組織で準備できない物資・資材等（仮設トイレや洗濯機など）がある場合は、避難所担当職員と調整し、調達をお願いしましょう。

あらかじめ避難所のレイアウトを作成しておくことで、避難者を受け入れたあとの混乱が少なくなります。

災害時に、その避難所を利用する予定の自主防災組織が主体的に、施設管理者とレイアウトや施設の鍵の管理など事前に協議しておきましょう。

衛生面を考慮して、避難所内を土足厳禁にしましょう。

日田市複合文化施設 AOSE など、施設全面を土足で利用している施設があります。災害時、土足で利用しているスペースに雑魚寝をする場合、衛生面や体調面によくありません。災害時、泥だらけで避難してきた場合なども考え、土足厳禁を指定しましょう。

■避難所レイアウトづくり等の留意点

以下の点に留意しながら、避難所のレイアウトを考えましょう。なお、避難所の開設期間に応じて必要な機能が変化しますので、状況に合わせたレイアウト設定を検討してください。

項目	目的・設置場所など	工夫点
受付	避難者や来訪者、メディアなどの受付を行う場所	建物の入り口に設置し、受付とわかりやすくなるよう目立つ張り紙を掲示する
居住スペース	避難者が寝泊まりするスペース	車椅子も通れる 1.5m 程度の通路をつくる。間仕切り等を使い、避難者のプライバシーを考慮する。衛生的で起き上がりが楽になる段ボールベット等を活用する
福祉避難スペース	移動困難な方や、ベッドからの起き上がりが難しい方など、配慮が必要な方の居住スペース	手すりや杖、ポータブルトイレを設置する。学校の教室などが個室として用意できる場合は、集団生活が難しい人（例：自閉症など）に優先的に入ってもらう
○○優先スペース	地域事情に合わせ、自主防災組織が定める対象者の優先スペース	自家用車がない、足腰が悪いなどで避難に時間がかかり、避難所に遅れて来る方や、乳児、仕事で早朝・または深夜に戻られる方など、自主防災組織で地域事情を鑑みて、誰のための優先スペースかを考慮する
食事スペース	衛生面に配慮し寝食分離を心掛け、避難者が懇談と食事を行う場所	憩いの場となるように、電気ポットなど準備し、談話スペースを併設する
救護スペース	避難者の中で、体調不良者などの対応スペース	軽微な怪我などは対応できるよう救急セットなどを準備する
更衣室 授乳室	性犯罪防止、安心して授乳するスペース	女性用物資（生理用品等）は、更衣室などに設置し、女性がもらいやすいように配慮する
ペットスペース	避難者が連れたペットの生活スペース	避難者のアレルギー対応を考慮し、屋内か屋外かも検討する。なお、ペットがいるため車中泊を行う方もいるためその支援も検討する。

物資集積場	避難所に届く救援物資の保管場所	物資の搬入等がしやすい場所を選ぶ。避難者への配布方法やルールは、運営委員会で検討する
仮設トイレ	断水などにより、施設のトイレが使えない場合、仮設トイレを設置する	施設のトイレが断水等により使えない場合は、応急的にトイレパック（非常用排便収納袋）を使用する。男女別以外に、性的マイノリティー（ＬＧＢＴ）にも配慮し、共用トイレを設置。手洗い場を併設する。施設に近い場所に設置し、必ず照明を準備するなど防犯面に考慮する
入浴 シャワー施設	避難者用が入浴する場所。施設に設備がない場合は、行政に相談する	施設に設備がある場合は、男女別で使用時間を設定する。ルールは運営委員会で決定する。男女別のプライバシーの確保や、介護が必要な高齢者などに十分に配慮
洗濯 物干し場	洗濯場は、生活用水が確保できる場所に設置する	洗濯場の使用ルールは運営委員会で決定する。女性専用の洗濯場や干場を確保し、目隠しをするなど配慮する
情報掲示板	行政の支援情報や支援物資、炊き出しの日程などの情報を共有する	情報が周知できるよう目立つ場所に設置（数箇所設置あることが好ましい）。道路の通行止めや開通状況等の情報なども掲示すると良い
相談窓口	避難環境の改善や行政の支援制度などの相談を受付ける	受付の隣など、わかりやすい場所に設置する。関連する広報誌やチラシなども置いておく。難しい相談などは専門へ繋ぐ
子どもスペース 学習スペース	子どもの遊び場や 学習スペース	玩具や絵本等を配置する
寒暖器	季節に応じて、冷暖房を準備する	夏場はエアコンや扇風機、冬場はストーブなど季節に合わせたものを準備する

避難所レイアウト（案）@日田市複合文化施設 AOSE

※参考レイアウトなので AOSE の実際の部屋割り等は状況に応じて変更になる場合があります

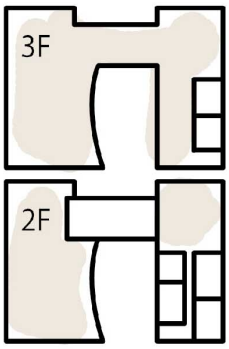

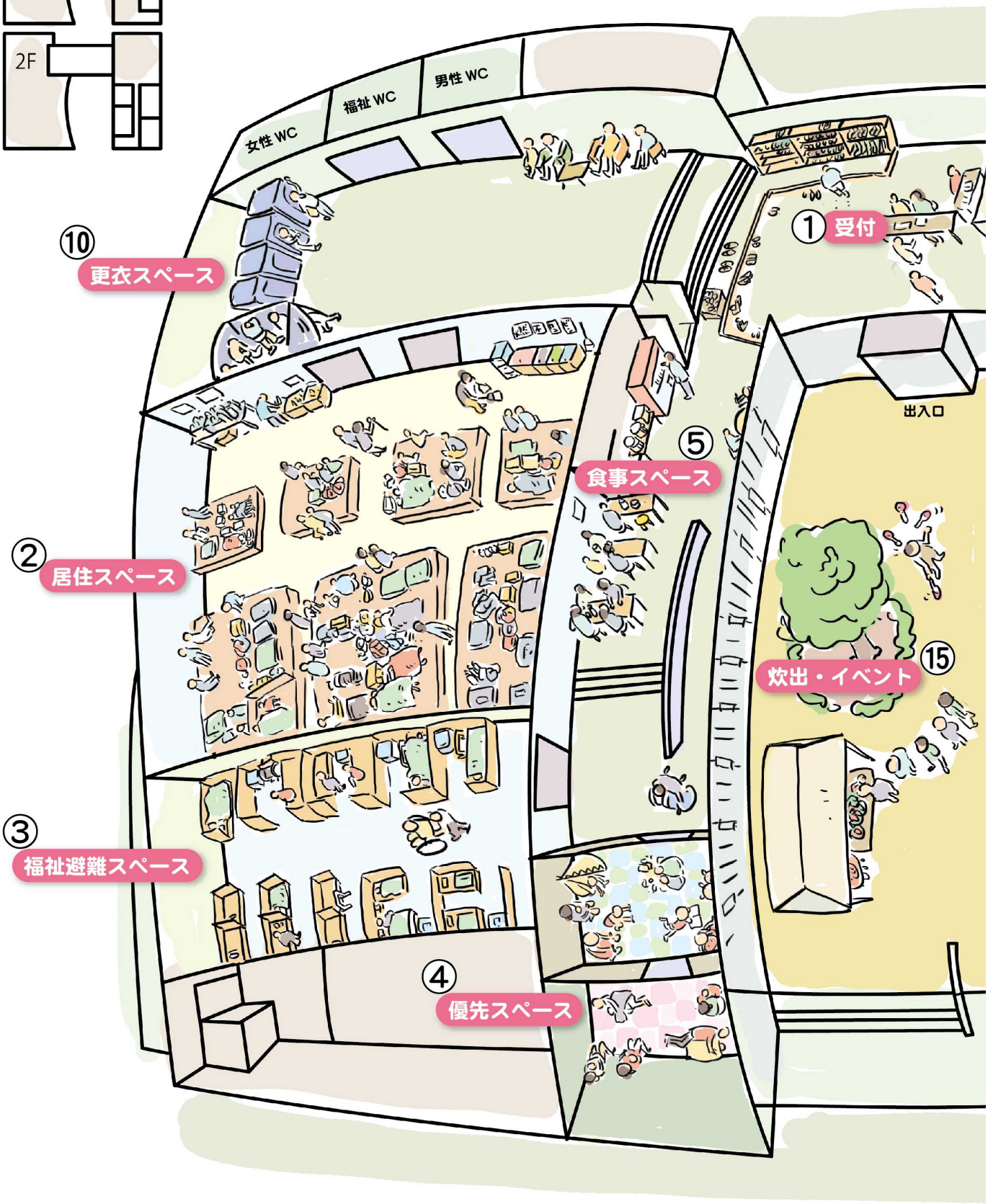

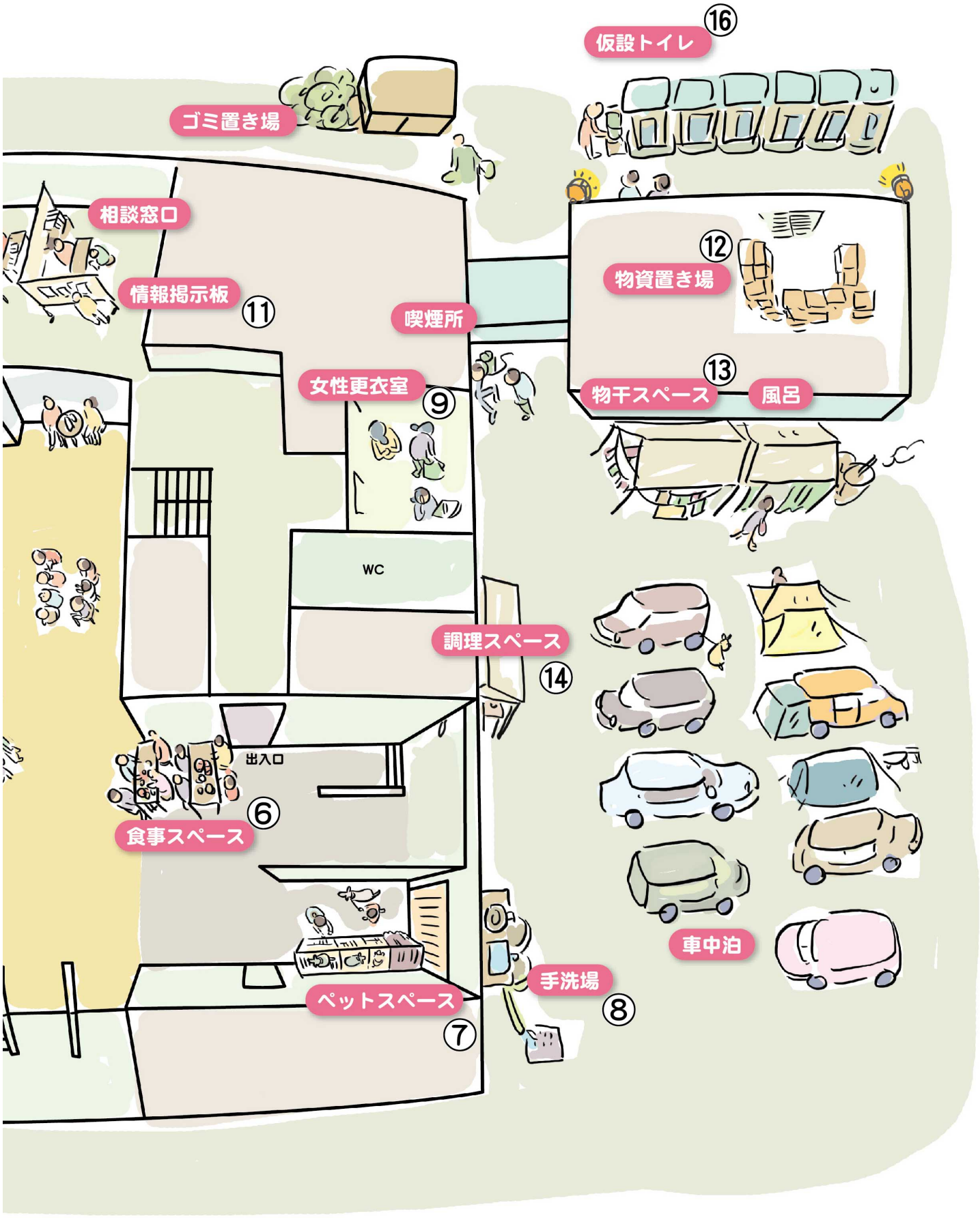
⑯
仮設トイレ
ゴミ置き場
相談窓口
情報掲示板
⑪
喫煙所
⑫
物資置き場
⑬
物干スペース
風呂
女性更衣室
⑨
WC
調理スペース
⑭
出入口
⑥
食事スペース
車中泊
手洗場
⑧
ペットスペース
⑦

AOZE のレイアウト作成でスペースづくり等の優先順位と注意した点

優先順位	スペース	番号	注意した点
1	受付	①	AOZE の入り口となる正面玄関に受付を設置 普段の施設利用時は土足可であるが、衛生面を考慮して受付付近までは土足とし、それ以降は土足厳禁とした
2	居住スペース	②	大勢の避難者が避難してくることが見込まれるため居住スペースを配置
3	福祉避難スペース	③	要配慮者が安心して避難でき、スロープが付いていて、隣の部屋に洋式トイレがある点も考慮し、福祉避難スペースとした
4	優先スペース	④	乳幼児を抱え、泣き声等、他の避難者に迷惑がかかり気にしてしまうファミリー家族のための優先スペースを設けた
5	食事スペース	⑤⑥	AOSE で普段使われているオープンスペースを活用。避難者の憩いの場所となるため、避難者が行き来する場所に配置 居住スペースを優先し、食事スペースが小さいため、屋外にも配置
6	ペットスペース 手洗い場	⑦⑧	避難者が連れてくるペットのスペースを、屋外かつ屋根がある場所に配置。アレルギーやペットの鳴き声も考慮し、AOSE 正面玄関からの導線上から離している。ペットスペース近くの排水がある箇所に、手洗い場を設置し衛生面にも考慮した

7	女子更衣室 更衣室	⑨⑩	AOSE のキッズスペースが個室で使用できるため、女性用の更衣室に活用 居住スペースの近くに男女兼用の更衣スペースを配置
8	情報掲示板	⑪	避難者に見えやすく、かつ行政等からの情報が入り次第、すぐに掲示できるように受付付近に配置した
9	物資置き場	⑫	可能であれば避難者に配布しやすい AOSE 館内に配置したかったが、居住スペースを優先し物資を置くスペースがないため、AOSE 別棟に配置
10	物干しスペース	⑬	AOSE は屋外用コンセントがないため、洗濯機は隣の桂林公民館を活用。物干しスペースのみを屋外に配置
11	調理スペース	⑭	避難所が長期化した際には、自炊ができるように調理スペースを配置したいが、館内は優先的に居住スペースを設けているため、ひとまず屋外に配置した
12	炊出・イベント	⑮	AOSE 屋外の中心スペースに配置。AOSE がガラス張りなので、誰が何をやっているのかがわかる
13	仮設トイレ	⑯	館内のトイレが利用できない場合や避難者数が多くトイレが足りない場合に、屋外に仮設トイレを設置。ライト等をつけて性犯罪などの予防も考慮した

■レイアウトの注意点

- 小学校等の施設において、体育館以外のスペースの利用については、施設管理者とよく話し合い、事前にルールを設定しておきましょう。
- 出入り口等にスロープを設置するなど、**バリアフリーに配慮**しましょう。
- 観光客等、帰宅困難者のスペースについてもあらかじめ考えておきましょう。
- ペットについては、避難行動にも影響するため、事前に自主防災組織で話し合い、ルールを決めておくとスムーズです。**出来る限りペットのスペースも確保**するなどして、柔軟に対応しましょう。
- グラウンドも、駐車場や仮設トイレ設置、炊き出し場所として使用などが想定されます。事前に施設管理者と話し合ってルールを設定しておきましょう。

避難所の情報掲示板（2020 年 7 月・中津江小中学校体育館）

(6)　避難所の開設・受け入れ開始

避難者の人数等を迅速に把握することは、必要物資の具体的な数や種類などを考えることができ、円滑な避難所運営につながります。

■受付

受付で避難者の人数等を確認し、**避難者名簿の記入（様式３）**をお願いして名簿づくりを進めます。また、世帯毎に（様式３）を記入した後、(様式４、５、６)にふり分けますが、受付が混雑する場合は簡略化し（様式４、５、６）を先に記入してもらい、後で（様式３）を記入するなど受付状況に合わせて柔軟に対応してください。

1. 原則として**世帯毎**で受付をします。観光客等の帰宅困難者、他地域からの避難者も同様に受付を行います。受付が整う前に避難者が来ていた場合は受付で名簿記入をお願いします。

2. 受付が終ったら、随時避難所へ入ってもらいます。事前に決めていたレイアウトを参考に、出来る限り**地域毎に**居住スペースを割り当てます。当日の人数に合わせてレイアウト変更するなど、柔軟な対応を心がけましょう。
   ※観光客等の一時滞在者は長期にわたって避難所に留まらないため、地域の避難者とは別にスペースを設けることができると良いでしょう。

3. 一通りの誘導が終ったら、**避難者の人数把握**を行います。(受付・誘導とともに人数が把握できると一番良い)

4. 避難者リストの作成を行います。地域の人と帰宅困難者や他地域からの避難者を別々にリスト化していきます。

(7)　配慮の必要な方の過ごしやすい環境づくり

車椅子で生活をしている人や障がいのある方、足腰が悪い高齢者、自閉症の方などの要配慮者も避難してきます。こうした方々は、ちょっとした配慮があれば避難所で生活をすることができます。要配慮者も、一緒に避難生活を送ることができるよう、避難所の中に**福祉避難スペースを設置**しましょう。福祉避難スペースを作っただけでは、必ずしも要配慮者の課題解決ができたとは言い切れません。避難者全員が住み良い避難所にできるよう考えましょう。

■福祉避難スペース設置の留意点

- 配慮の必要な方の支援担当者を配置する
- 段差を解消するスロープを設置する
- 既存の施設に備え付けてある車椅子用トイレを活用する
- 和式の仮設トイレではなく、洋式のポータブルトイレ（ラップポンなど）を設置する
- 起き上がりが難しい人のために、ベッド（段ボールベッドや福祉ベッドなど）を設置する
- 大人数の生活が難しい方には個室を用意する
- 高齢者用にお粥など、やわらかい食事なども用意する

段ボールベットの活用（2020 年 7 月・中津江小中学校）

コラム　「2016 年熊本地震」
熊本学園大学のインクルーシブ避難所

2016 年の熊本地震で、熊本学園大学も避難所となりました。熊本学園大学は、指定避難所であったわけではありませんが、4 月 14 日の地震直後から避難所として大学の建物を開放しました。最大で 750 名ほどの避難者を受け入れましたが、そのうち約 60 名が障がいのある方でした。避難所運営には、大学教員だけでなく学生ボランティアが積極的に携わり、大活躍しました。

熊本学園大学に集まった障がいのある方に対しては、ヘルパーなどの介護経験があるボランティアが全国から集まり、対応しました。しかし、中には介護経験がなくてもサポートができる人もいるのです。

熊本学園大学の避難所に集まった障がいのある方は、一般の避難所では過酷な生活であったと述べています。例えば、ある全盲の女性は「水の配給にしても食べ物にしても並びにいかないといけないが、（一般の避難所では）情報も何も入らない」と語っています。この方に水を届けたり情報を届けたりするサポートは、特別な資格がなくてもできることです。熊本学園大学では介護経験のない大学生ボランティアが、こうした方々のサポートを積極的に行なっていました。

重要な点は、一人ひとりの特性をしっかり見ていくということです。障がいがあるという理由だけで専門家に委ねてしまわず、その人が何に困難を抱えているかをしっかりと考え、避難してきた方々同士で手伝い、サポートし合うことで解決できることなのか、専門の人の助けが必要なものなのかを見極めることが必要です。多くの困難は周りの人のサポートで解決することができます。

こうして、周りの人たち同士で助け合うことができれば、障害者の方々だけでなく、どんな避難者にとっても暮らしやすい避難所が実現します。

第４章　避難所運営

(1)　避難所運営の主体は住民

避難所は、自主防災組織を中心に被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが基本で、自治体の職員、施設管理者、NPO やボランティアの協力のもと、運営を行います。

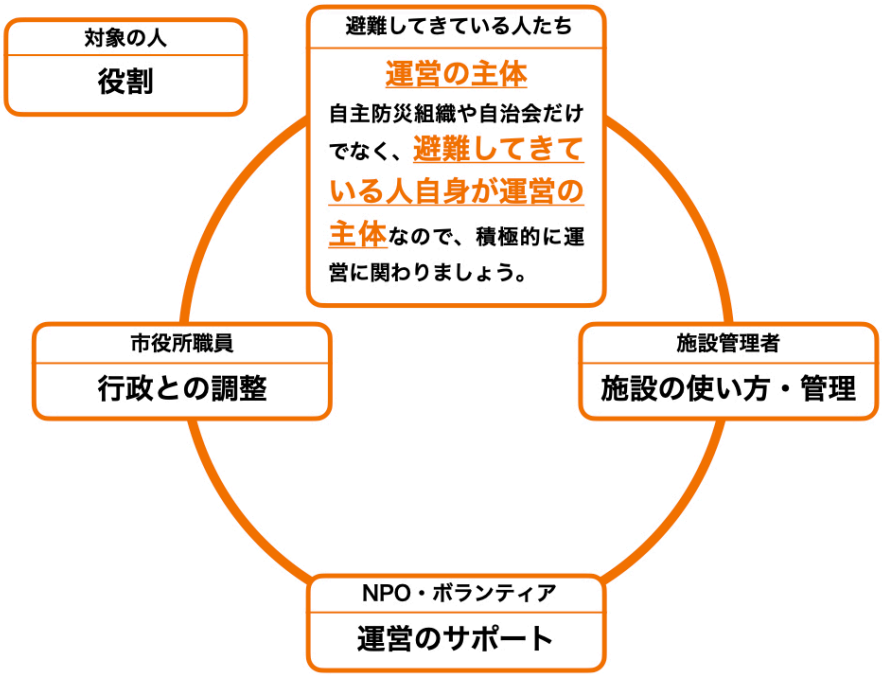

(2)　避難所運営体制の構築

避難所を円滑に運営していくために、避難所運営組織を設定して運営にあたります。

運営委員会は、災害が起こる前に、ある程度のメンバーを設定しておくことで、避難所の開設がスムーズになります。しかし、そのメンバーが災害時に必ず動けるとは限りません。災害ごとに避難者を含め、新たな避難所運営委員メンバーを募るなど、柔軟な運営委員会を設定しましょう。また、男女比をなるべく均等化し、男女双方の視点から避難所運営に当たれるように配慮します。

■避難所運営組織の役割

・避難所の解錠、開門

・避難所のレイアウトの設定、変更

・避難者名簿の作成、管理

・避難所運営会議の開催

※各班の代表者（班長）による班長会議を定期的に開催するなどして、日々変わる情報共有を行うことが大切である。

① 避難所の運営　生活ルールの変更や決定、避難者への周知

② 避難者の要望　意見の取りまとめ及び内容に関する対応

・避難所担当職員との連絡、調整

・その他避難所運営に必要な事項

※柔軟に役割を変化させることが重要です

避難所運営担当班の例

（この例にとらわれすぎず、柔軟に委員会を設定しましょう）

運営班	主な業務
総務班	・避難者の受け入れ、受付 ・避難者名簿の管理 ・入退所者の管理 ・避難者の相談窓口 ・業務日誌の作成 ・問い合わせ、取材への対応 ・郵便物、宅配物の取次など ・運営委員会の事務局 ※　市担当者やボランティア等の支援を受けて活動する

情報班	・避難所内への情報の周知、掲示板の管理 ・避難所外からの情報収集 ※　行政の情報だけでなく、ボランティア活動や民間団体の支援情報等も周知、掲示を行うこと
救護班	・医務室、救護室の設置 ・避難者の健康状態の把握 ・医療、介護にかかる相談、対応 ・健康相談窓口の設置 ※　保健師や医療従事者の支援を受けて活動する
環境班	・避難所レイアウトの作成 ・危険箇所等の対応 ・共用部分の管理（トイレ、通路、食堂等） ・ゴミ処理や掃除等の衛生管理（避難者の当番制を推奨） ・バリアフリーへの配慮 ・福祉避難スペースの設置 ※　福祉避難スペース等は、介護や福祉など専門職の意見を取り入れる ※　施設管理者とも連絡を取り合い、相談・確認を小まめにする
食糧・物資班	・避難者の食事等の対応（数の把握、発注、配布等） ・物資の要請、受け入れ、配布、在庫管理 ・炊き出しの調整等 ※　ボランティアも積極的に受け入れて活動することが有効
ボランティア班	・ボランティアの派遣依頼、受け入れなど ※　災害ボランティアセンター等との連携を密に取ることが重要

コラム　平成27年9月関東・東北豪雨
避難所運営に関わる情報共有会議の例
茨城県常総市

茨城県常総市の避難所では、当初、さまざまな支援団体などがバラバラにやってきたので、情報が錯綜していました。例えば、外部からやってくる炊き出しの受け入れをするには、行政が発注した食事との調整や、別の炊き出しとメニューが被らないようにするなどの配慮が必要です。

こうした調整ごとがたくさん増えてくる中、行政だけでは全体の把握が困難であったために、避難所に関わるさまざまな支援団体や機関、ボランティアなどによる情報共有会議が毎日開催されることになりました。

その結果、その日にやってくるボランティアのメニューなどが整理できるようになりました。さまざまな団体や避難者自身の役割分担も進め、それぞれの役割の報告を日々行うことで、避難所の環境改善などがスムーズに行えるようになりました。

それと共に、日々の避難所生活の中で、それぞれの団体が気になった避難者の情報交換も行うことにしていました。行政の担当者は日替わりであったため、その場その場の瞬間的な判断になりがちです。パッと見では元気に見えていても、毎日顔を合わせていると少しずつ体調が悪化していることがわかっていくこともあります。そうした日々の気づきをそれぞれの団体から報告してもらうことで、さまざまな対応が迅速に実施でき、避難してきている人たちの健康維持に役立ちました。

第５章　長期的な避難所運営

(1)　避難生活が長期化した際の注意点

避難生活が長期化（2 週間以上～）する場合は、運営体制を見直し、相談窓口の整備や心のケアなど、避難者の心身の健康に留意するとともに、避難者の自立につながる取り組みや、避難所の閉鎖にむけた合意形成などが必要となります。

■長期的な避難生活における注意点

避難生活は長期化すればするほど、ストレスをためず日常生活に戻ることが早期の復興や避難所解消に繋がります。以下の注意点を考慮しながら、避難者が元気に二次避難所（仮設住宅等）等の次のステップに向かうためにも、みんなで協力して避難所生活を乗り切りましょう。

長期化するほど、避難所が「家」に近いイメージになります。小学校に通う子どものために学習スペース、弁当を作る方のために自炊ができる環境などを整備することが求められます。なお、ルールづくりや衛生管理を徹底し、みんなが使いやすいスペース作りを考えましょう。

・ 避難所のレイアウトは、人数の増減に合わせて適宜見直しが必要になります。避難者の荷物が増えていくため、出来るだけ一人あたりのスペースを増やしていく工夫をしましょう。
・ 心身の健康悪化(エコノミークラス症候群を含む)が懸念されるため、談話スペースや健康体操、お茶会サロン等を開催し、避難者の健康につながる活動を定期的に実施することが重要です。
・ ライフラインの復旧が進むと、自宅に戻る方が出てきます。その中には、自主防災組織役員等、これまで運営委員の中核を担った方も自宅に戻るかもしれません。そうした場合、積極的に避難者に避難所運営に関わってもらい、さらに自主運営を促していく必要があります。

避難所での健康体操(2020 年 7 月・中津江小中学校体育館)

避難所での折り紙教室(2020 年 7 月・中津江小中学校体育館)

避難所に憩いのスペースづくり（2020 年 7 月・中津江小中学校体育館）

(2)　避難所統廃合について

避難者の減少に伴って、避難所の統廃合が進められる場合があります。また、学校等の施設の再開に合わせ、使用する教室を変更する場合もあります。こうした場合は、行政と避難所運営組織が協議の上、行政が避難者に通知します。

(3)　避難所の閉鎖

避難所の閉鎖時期については、避難者の生活再建との兼ね合いの中で、避難所運営委員会と協議の上、指定避難所は行政が閉鎖時期を決定します。

なお、自主避難所は避難所運営委員会が決定してください。

■避難所閉鎖までのスケジュール

避難者の意向調査（個別の面談等も実施する）

1. 二次避難所（仮設住宅など）の確保
2. 避難者への説明
3. 避難所閉鎖の告知（約１ヶ月前から前もって告知する）
4. 避難者の個別対応
5. 避難所閉鎖　→　（二次避難所への移動）

行政が避難所閉鎖に向けた説明会を開催（2020 年 7 月・中津江小中学校）

学校再開に伴う居住スペースの引越し（2020 年 7 月・中津江小中学校）

避難所閉鎖時の避難者からのありがとうの言葉（2020 年 8 月・中津江小中学校）

日田市　指定避難所一覧（2020.10.1 時点）

番号	施設			収容人数		災害区分		
	施設名	住所	面積（㎡）	収容人数	コロナ対応	地震	浸水	土砂
1	咸宜小学校	日田市淡窓一丁目 5-13	550	110	82	○	△	○
2	咸宜公民館	日田市淡窓一丁目 5-31	235	47	35	○	△	○
3	市民文化会館（パトリア日田）	日田市三本松一丁目 8 番 11 号	623	124	93	○	○	○
4	桂林小学校	日田市上城内町 2-35	527	105	79	○	○	○
5	中央公民館	日田市上城内町 2-6	1,401	280	210	○	○	○
6	桂林公民館	日田市上城内町 2-11	216	43	32	○	○	○
7	東部中学校	日田市田島二丁目 12-8	1,035	207	155	○	○	○
8	県立日田高等学校	日田市田島二丁目 9-30	2,635	527	395	○	○	○
9	藤蔭高等学校	日田市田島本町 5-41	1,185	237	177	○	○	○
10	日田市総合体育館	日田市田島三丁目 29	2,746	549	411	○	○	○
11	勤労者総合福祉センター（サンヒルズひた）	日田市田島三丁目 69	669	133	100	○	○	○
12	日隈小学校	日田市日ノ隈町 578-1	532	106	79	○	△	○
13	日隈公民館	日田市日ノ隈町 515-1	210	42	31	○	△	○
14	三隈中学校	日田市亀川町 402-1	945	189	141	○	△	○
15	若宮小学校	日田市若宮町 2-15	494	98	74	○	△	○
16	若宮公民館	日田市竹田新町 1-37	223	44	33	○	△	○
17	三芳公民館	日田市下井手町 989	216	43	32	○	△	○
18	三芳小学校	日田市下井手町 940	472	94	70	○	△	○
19	南部中学校	日田市銭渕町 288	700	140	105	○	○	○
20	高瀬小学校	日田市誠和町 781-2	435	86	65	○	○	○
21	高瀬公民館	日田市誠和町 796-3	221	44	33	○	○	○
22	県立日田林工高等学校	日田市吹上町 30	1,488	297	223	○	△	○

	施設名	住所	面積（㎡）	収容人数	コロナ対応	地震	浸水	土砂
23	光岡小学校	日田市北友田一丁目1133-2	523	104	78	○	△	△
24	光岡公民館	日田市北友田一丁目1221-1	204	40	30	○	△	△
25	県立日田三隈高等学校	日田市大字友田 1546-1	1,332	266	199	○	○	△
26	浄化センター	日田市南友田町 717-1	62	12	9	○	△	○
27	昭和学園高等学校	日田市日ノ出町 14	1,450	290	217	○	△	○
28	朝日小学校	日田市朝日町 936-1	497	99	74	○	○	○
29	朝日公民館	日田市朝日町 945-1	199	39	29	○	○	○
30	三和小学校	日田市清水町 1187	491	98	73	○	○	△
31	三花公民館	日田市清水町 948-1	205	41	30	○	○	○
31	北部中学校	日田市上手町 148-1	723	144	108	○	△	○
32	花月コミュニティセンター（地元管理）	日田市市ノ瀬町 1427-3	116	23	17	○	○	○
33	伏木多目的交流館	日田市伏木町 3512	106	21	15	○	○	○
34	戸山中学校	日田市藤山町 213-1	958	191	143	○	△	△
35	小野小学校	日田市鈴連町 1658-1	490	98	73	○	○	△
36	小野公民館	日田市鈴連町 900-3	168	33	25	○	○	○
37	西有田公民館	日田市石松町 2927-1	234	46	35	○	△	○
38	県立日田支援学校	日田市石松町 2941-1	540	108	81	○	△	○
39	有田小学校	日田市諸留町 2687-1	459	91	68	○	△	○
40	東有田中学校	日田市諸留町 488-2	725	145	108	○	△	△
41	東有田公民館	日田市諸留町 52	205	41	30	○	△	○
42	羽田多目的交流館	日田市日の本町 2463-1	524	104	78	○	○	○
43	月出山多目的交流館	日田市月出町 5590	343	68	51	○	○	○
44	大明小中学校	日田市大肥町 1701	741	148	111	○	○	△

	施設名	住所	面積（㎡）	収容人数	コロナ対応	地震	浸水	土砂
45	大鶴公民館	日田市大鶴本町 870	263	52	39	○	○	○
46	夜明公民館	日田市夜明中町 1547	335	67	50	○	○	○
47	石井小学校	日田市石井町二丁目 478	416	83	62	○	△	○
48	五和公民館	日田市石井町一丁目 274-4	217	43	32	○	△	○
49	柚木多目的交流館	日田市前津江町柚木 451	348	69	52	○	○	△
50	旧出野小学校	日田市前津江町柚木 2224	435	87	65	○	○	○
51	前津江小学校	日田市前津江町大野 2562	851	170	127	○	○	△
52	曽家多目的交流館（旧赤石小学校曽家分校）	日田市前津江町赤石 3121-2	133	26	19	○	○	△
53	前津江中学校	日田市前津江町大野 2212	536	107	80	○	○	△
54	出野交流センター	日田市前津江町柚木 2185-1	122	24	18	○	○	○
55	前津江町活性化センター	日田市前津江町大野 70-15	836	167	125	○	○	○
56	まえつえ保育園	日田市前津江町大野 2188	90	18	13	○	○	△
57	前津江町柔剣道場	日田市前津江町大野 2177-1	360	72	54	○	○	△
58	赤石老人憩の家	日田市前津江町赤石 1932-1	81	16	12	○	○	△
59	中津江振興局	日田市中津江村栃野 2357-1	420	84	63	○	○	○
60	津江小中学校	日田市中津江村栃野 4341	538	107	80	○	○	○
61	Ｂ＆Ｇ中津江海洋センター	日田市中津江村合瀬 1936-28	1,282	256	192	○	○	○
62	鯛生金山管理事務所	日田市中津江村合瀬 3750	525	105	78	○	○	△
63	上津江体育館	日田市上津江町川原 2710	443	88	66	○	○	○
64	上津江第５分団消防詰所	日田市上津江町上野田 1217-9	130	26	19	○	○	△
65	川原自治会センター	日田市上津江町川原 3852-1	115	23	17	○	○	△
66	旧鎌手小学校	日田市大山町西大山 5926-3	486	97	72	○	○	○
67	旧都築小学校	日田市大山町東大山 1125	442	88	66	○	○	○

	施設名	住所	面積（㎡）	収容人数	コロナ対応	地震	浸水	土砂
68	旧大山中学校体育館	日田市大山町西大山4267	1,615	323	242	○	○	△
69	松原児童館	日田市大山町西大山8442-3	43	8	6	○	○	△
70	南部コミュニティーセンター	日田市大山町西大山8624-2	20	4	3	○	○	△
71	西峰コミュニティーセンター	日田市大山町西大山2042-3	96	19	14	○	○	△
72	老松コミュニティーセンター	日田市大山町西大山870-5	117	23	17	○	○	○
73	都築コミュニティーセンター	日田市大山町東大山1127-2	141	28	21	○	○	○
74	北部コミュニティーセンター	日田市大山町東大山472-8	89	17	13	○	○	○
75	大山文化センター	日田市大山町西大山3600	1,114	222	167	○	○	△
76	大山小中学校	日田市大山町西大山3615-1	741	148	111	○	△	△
77	旧台小学校	日田市天瀬町女子畑1298-1	513	102	76	○	○	○
78	丸山コミュニティセンター	日田市天瀬町合田 747-1	144	28	21	○	○	○
79	旧桜竹小学校	日田市天瀬町桜竹 242	518	103	77	○	○	○
80	出口コミュニティセンター	日田市天瀬町出口 1842	157	31	23	○	○	○
81	いつま小学校	日田市天瀬町五馬市2040	513	102	76	○	○	○
82	東渓中学校	日田市天瀬町馬原 2276	900	180	135	○	△	○
83	五馬中学校	日田市天瀬町塚田 169	672	134	100	○	○	○
84	天瀬総合福祉センター	日田市天瀬町合田 1986-2	154	30	23	○	○	○
85	天瀬公民館	日田市天瀬町桜竹 671-2	400	80	60	○	△	○
86	Ｂ＆Ｇ天瀬海洋センター	日田市天瀬町桜竹 80-1	1,182	236	177	○	○	○
87	天瀬公民館五馬分館	日田市天瀬町五馬市2166-1	203	40	30	○	○	○

日田市　福祉避難所一覧（2020.10.1 時点）

1	特別養護老人ホーム　中ノ島園	日田市中ノ島町 685-16
2	聖陵ストリーム	日田市中釣町 484
3	特別養護老人ホーム　花月園	日田市日ノ出町 156
4	グループホーム　花・花	日田市日ノ出町 156
5	グループホーム　おおつるの家	日田市大鶴町 2267-1
6	特別養護老人ホーム　日田園	日田市石井町 1-271-2
7	特別養護老人ホーム　ひた翠明館	日田市神来町 607-5
8	グループホーム　ひまわり	日田市諸留町 2-4
9	上野公園病院	日田市上野町 2226-1
10	特別養護老人ホーム　敬天荘	日田市天瀬町女子畑 234
11	六和会　センテナリアン	日田市大山町東大山 14-4
12	前津江高齢者生活福祉センター	日田市前津江町大野 2177-2
13	上津江高齢者生活福祉センター	日田市上津江町川原 3938
14	デイサービスセンターなかのしま	日田市中ノ島 685-50
15	介護保険サービスセンター花月園	日田市日ノ出町 156
16	鳩友園デイサービスセンター	日田市鶴城町 1908
17	日田デイサービスセンター	日田市石井町 1-271-2
18	ケアハウスひた大原の郷	日田市神来町 607-2
19	デイサービスゆめ倶楽部	日田市神来町 607-5
20	有田ひまわりデイサービスセンター	日田市諸留町 2-4
21	特別養護老人ホーム　喜楽苑	日田市天瀬町桜竹 1115-87
22	老人デイサービスセンター　喜楽苑	日田市天瀬町桜竹 1115-87
23	日田市社協介護保険サービスセンター「おおやま」	日田市大山町西大山 3610-1
24	日田市社協デイサービスセンター「あまがせ」	日田市天瀬町合田 1986-2
25	大分県日田はぎの園	日田市大字石井 789-1
26	ひばり～ヒルズ	日田市大字三和 1853
27	いきいきランド	日田市大字友田 516-2
28	大分県日田支援学校	日田市大字西有田 2941-1
29	有料老人ホーム　向日葵	日田市諸留町 7-5
30	有料老人ホーム　陽だまり	日田市清岸寺町 1017-3

自主防災組織の防災資器材と備蓄品の例

日田市では自主防災組織が防災用品等を整備する場合、自主防災組織活性化補助金を活用いただくことができます。
ただし、他の補助金を受ける場合や補助額が１万円未満となる場合は対象とはなりません。

防災防犯用品整備（補助率５割）

避難所・避難用
発電機、携帯充電器、携帯無線機、メガホン、強力ライト、腕章
延長コード、ヘルメット、担架、毛布、シート、簡易ベッド、間仕切り

給食、給水用
炊飯装置、鍋、やかん、カセットコンロ、食器（紙コップ、紙皿等）
資材
土嚢袋、土嚢作成用具、真砂土、ブルーシート
感染症対策
非接触型体温計、サージカルマスク、フェイスガード、手指消毒液
ドア等消毒液、使い捨て手袋、ペーパータオル
その他
はしご、スコップ、リヤカー、のこぎり、ジャッキ、ペンチ、かけや、
ハンマー、ロープ、軍手

備蓄品（補助率５割　上限３万円）

食料、飲料等で３年以上保存が可能なもの
アルファ米、缶詰、缶入り乾パン、保存水

防災訓練（補助率１０割以内　上限３万円）

訓練案内のチラシ、防災マップの印刷代金、訓練に必要な筆記具等の消耗品
土嚢作成訓練に使用する土嚢袋、真砂土
炊き出し訓練用の食材、使い捨て食器（紙コップ、紙皿）
（アルファ米や飲料水は日田市で備蓄している賞味期限切れが近いものを無償で提供できる場合があります。）

防災用倉庫（補助率７割）

補助対象面積 10 ㎡以内（10 ㎡を越える場合は案分